（使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止）

第五条の五　使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

第六条第一項及び第二項中「安全を確保する上で重要なもの」を「基本的安全機能を確保する上で必要なもの」に改める。

第七条中「使用済燃料」を「使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）」に、「安全」を「適切」に改める。

第八条中「使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）」を「使用済燃料等」に改め、同条第一号中「使用済燃料を封入する容器」を「金属キャスク」に改め、同条第三号ハ中「使用済燃料貯蔵施設を設置する」を削り、「第十五条第二号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第九条の見出しを「（遮蔽）」に改め、同条中「使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内の」を「事業所内における」に、「防止する必要がある場合」を「防止する必要がある場所」に、「しゃへい能力」を「遮蔽能力」に、「しゃへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第十一条を次のように改める。

（安全機能を有する施設）

第十一条　安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2　安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

第十二条中「容器の搬送及び受入れのために」を「金属キャスクの搬送及び受入れのために」に改め、同条第一号中「容器の搬送」を「金属キャスクの搬送」に、「容器を安全」を「当該金属キャスクを安全」に改め、同条第二号中「容器の搬送」を「金属キャスクの搬送」に、「その容器」を「当該金属キャスク」に改める。

第十三条第一項第一号及び第二号中「容器」を「金属キャスク」に改め、同条第二項中「安全」を「基本的安全機能」に改め、「著しく」を削り、「第十五条第二号」を「第十五条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第十四条第一号中「外側の」を削る。

第十五条中「使用済燃料貯蔵施設を設置する」を削り、同条第一号中「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に改め、「における」の下に「原子力規制委員会の定める」を加え、同条第四号及び第五号中「外部放射線に係る」の下に「原子力規制委員会の定める」を加え、同条に次の一項を加える。

2　放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

第十六条を次のように改める。

（予備電源）

第十六条　使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

（通信連絡設備等）

第十六条の二　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3　使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二十条　使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「規則」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十一条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第二号中「（以下「核燃料物質等」という。）」を削る。

第三条第一項第二号ロ⑵中「平成二十五年原子力規制委員会規則第〇〇〇号」を「平成二十五年原子力規制委員会規則第九号」に改め、同号ハ⑵(i)中「燃料材」の下に「（熱を発生するために成形された核燃料物質をいう。以下同じ。）」を加え、同号ハ⑵(ii)中「被覆材」を「燃料被覆材（核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。以下同じ。）」に改め、同号ハ⑵(iii)中「燃料要素」の下に「（燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であって、構造上独立の最小単位であるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第七号中「体制整備」を「体制の整備」に改め、同号イ中「過渡変化」の下に「（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「設計基準事故」の下に「（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第三条第二項中「昭和三十二年政令第三百二十四号。」を削り、同項第十号中「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の」を「発電用原子炉施設において」に改める。

第五条第一項第一号中「第四十三条の三の五第二項第九号の」の下に「発電用原子炉施設における」を加え、「区分によって」を「事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を」に改め、同項第二号中「第二十条の三第二号から第五号まで、第九号及び第十号」を「第二十条の三第五号」に改め、同条第二項第九号中「における放射線」を「の放射線」に改め、同項第十号中「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の」を「発電用原子炉施設において」に改める。

第六条中「変更は」の下に「、次に掲げる変更であって」を加え、「であって、次に掲げるもの」を削り、同条第一号中「発電用原子炉施設が」を削り、「事業所内に」の下に「存する」を加え、「存する場合」を「の発電用原子炉施設」に、「使用済燃料貯蔵設備」を「使用済燃料貯蔵設備」に、「（当該設備」を「（当該使用済燃料貯蔵設備」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第三条第一項第二号ト⑴の気体廃棄物の廃棄施設、同項第二号ト⑵の液体廃棄物の廃棄設備又は同項第二号ト⑶の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの